

一般社団法人日本歯車工業会

## 会計処理規程(案)

### 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人日本歯車工業会（以下「工業会」という）の事業成績及び財政状態を明らかにし、真実正確な報告を提供し工業会の運営の円滑化を図るための基準とすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 工業会の会計業務に関しては、法令、工業会定款及び本規程の定めによる。本規程の定めがない事項については一般に公平、妥当と認められる会計慣行による。

(事業年度)

第3条 工業会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算統制)

第4条 工業会は、毎事業年度ごとに予算を作成し、その収入及び支出は予算に基づいて統制する。

### 第2章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第5条 工業会の一切の収支は、公益法人会計基準に定められた勘定科目により経理しなければならない。

(帳簿等)

第6条 工業会は予算及び会計に関する帳簿及び伝票を備え、所要の事項を複式簿記の原則に従って整然かつ明瞭に記録しなければならない。帳簿は主要簿、補助簿とする。

(経理責任者)

第7条 経理責任者は総務委員長とする。

(経理事務責任者)

第8条 事務局長は、経理事務責任者の命を受けて業務を行う。

(書類の保存)

第9条 予算書、計算書類、会計帳簿、伝票及び証拠書類の保存期間は10年間とする。

### 第3章 予算書

(予算の統括)

第10条 予算に関する事務は総務委員長が統括する。

(収支予算、事業計画の作成)

第11条 工業会の収支予算書及び事業計画は毎事業年度ごとに作成し、理事会決議及び総会の承認を経て会長が定める。

(収支予算の実施)

第12条 工業会の支出予算額の範囲内において支出の実施を行うものとする。

(収支予算の流用と予備費の実施)

第13条 予算の執行にあたり、各科目間の相互の流用は会長の承認をえてこれを行う。また、予備費の使用についても同様とする。

### 第4章 出納・支払

(銀行取引)

第14条 工業会は総務委員長の承認をえて取引銀行を定め取引を行う。取引の開始、廃止は総務委員長が決定する。

(出納の管理)

第15条 金銭（現金及び預金）の出納及び保管の責任者は事務局長とする。

- 2 預金証書、未処理小切手、領収書等は所定の金庫に保管し、又は金融機関に保護預かりにしなければならない。

(預金の名義人及び公印の管理)

第16条 預金の名義人は会長とする。

- 2 出納に使用する印鑑は会長の職名を刻した公印とする。
- 3 前項の押印は会長が自ら行い、保管は会長が所定の金庫に保管する。

(金銭の運用)

第17条 金銭はすべて総務委員長が定める方法により運用しなければならない。

(支払いの承認及び決済方法)

第18条 支払い額の確認は請求書による。役職員に対する支払いは給与規程、慶弔規程等に従う。支払いは総務委員長の承認をえて銀行振込み、小切手又は現金を持って行

い手形による決済は行わない。

(支払い日決定及び方法)

第19条 通常の支払いは原則として毎月末に請求書を締切り、翌月10日に銀行振込みにより支出する。ただし役職員に対する支払い及び小額のものとは随時行うことができる。

(金銭の残高照合)

第20条 現金残高は毎月末現金出納帳の残高と照合しなければならない。

2 預金の残高については、毎月末取引先金融機関の当座勘定照合表により帳簿と照合しなければならない。

(現金過不足)

第21条 現金に過不足を生じた場合は、出納担当者は事務局長に報告し、その指示を受けなければならない。

## 第5章 固定資産

(固定資産の定義)

第22条 固定資産とは、耐用年数1年以上であって、かつ取得価格20万円以上のものとし、台帳に記録しこれを保存する。

(取得価格)

第23条 固定資産の取得価格は次による。

- 1 購入に係るものは購入価格および付帯費用
- 2 贈与によるものはその時の公正な評価額

(減価償却)

第24条 固定資産の減価償却については、毎事業年度末において、継続して定率法又は定額法により行わなければならない。

2 減価償却資産の耐用年数等は、法令に定めるところによる。

(固定資産の管理)

第25条 固定資産の管理責任者は、固定資産管理簿を設けて固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を行い、固定資産を管理するものとする。

## 第6章 引当金

(退職給与引当金)

第26条 退職給与引当金期末残高は期末要求支給額の100%とする。

退職給与引当金期末残高は期末要求支給額の80%以上を退職給与特定資産とする。

## 第7章 決算

(計算書類の作成)

第27条 工業会は毎事業年度終了後速やかに当該事業年度末における資産、負債、及び正味財産ならびに収支の諸勘定について、所要の計算書類を作成するものとする。

(計算書類の承認)

第28条 工業会は前条の計算書類の作成を行った後、公認会計士、監事の監査を受け理事会の議決及び総会の承認を得る。

## 第8章 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理

(電子取引データの取扱い)

第29条 内容については別途定める。

(改廃)

第30条 本規定の改廃は、理事会の承認を経てこれを行う。

昭和54年 4月 1日制定

平成29年 9月29日改定

令和 3年12月 3日改定